

傍 聴 要 領

岡山県高等学校教育研究協議会

岡山県高等学校教育研究協議会は、岡山県高等学校教育研究協議会規程の定めるところにより公開します。次の事項に留意の上、傍聴願います。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。会議を非公開とする議決があったときは、傍聴者は速やかに退場しなければなりません。

2 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で傍聴受付簿に氏名及び住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。ただし、報道関係者で、会長の許可を得た者は傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただく事項

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行うこと。ただし、あらかじめ協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) スマートフォン等携帯電話用装置、その他の無線通信・通話装置を使用すること。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。